

令和6年度山梨県災害派遣福祉チーム（山梨DWA T）チーム員の募集について

山梨県災害福祉支援ネットワーク会議において、災害時における高齢者や障害者など要配慮者の二次被害を防ぐため、災害時の福祉支援体制の構築を進めています。

そこで、福祉の専門職で構成される「山梨県災害派遣福祉チーム（山梨DWA T）」のチーム員を募集していますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

○チーム員の応募要件

資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、保育士、保育教諭、児童支援員、地域包括支援センター職員 等
その他	特に山梨県知事が必要と認めた者

※上記やそれに類する対人援助の資格を保有又は職種に就いており、当該実務経験がおおむね3年以上の者が対象

チーム員は、災害発生時に災害福祉支援チーム（DWA T）の一員として活動が見込まれることから、福祉施設等の職員にあっては当該施設における事業継続の取組を考慮し、所属法人もしくは団体の代表者がチーム員を山梨DWA T事務局（山梨県社会福祉協議会）に届け出てください。

なお、派遣にあたっては、災害発生時に各チーム員に打診のうえ、チームの編成や派遣スケジュールを決定する予定です。

○届出の方法

- ① 裏面、「山梨県災害福祉支援ネットワーク会議構成団体一覧」の**福祉施設関係団体の会員法人・施設に所属する方**については、様式第1-2号及び様式第2-1号により自身の所属する法人・施設等から、当該法人・施設が所属する福祉施設関係団体へ届け出てください。
- ② 裏面、「山梨県災害福祉支援ネットワーク会議構成団体一覧」の**福祉関係機能団体に所属する方**は、様式第2-2号により、所属する福祉関係機能団体へ届け出てください。

○チーム員の身分について

(1) 福祉施設等の職員

所属する福祉施設等の職員として山梨DWA Tの活動に参加します。

(2) 福祉施設等の職員でない者

個人として山梨DWA Tの活動に参加します。

○山梨DWA T活動への補償

① 福祉施設等の職員

- ・山梨県災害福祉支援ネットワーク会議が加入する保険
- ・その他所属する福祉施設等の労災保険制度

② 福祉施設等の職員でない者

- ・山梨県災害福祉支援ネットワーク会議が加入する保険

○費用負担について

災害救助法に規定する災害救助費の支弁対象となった費用を支給します。

【参考：過去、他県DWA Tの活動において、災害救助費の支弁対象となったもの】
人件費、宿泊費、旅費、消耗品費、車両の使用に係る燃料代、車両借り上げ料 等

○山梨DWA T登録時研修について

チーム員の登録にあたっては、登録時研修を受講していただく必要があります。

登録時研修の詳細については別紙「令和6年度 山梨DWAT 登録時研修開催要項」をご確認いただき、期日までに受講申込をいただきますよう、お願いします。

なお、今回の登録時研修を受講できない場合は届出のみ行っていただき、次回以降の登録時研修の受講をお願いします。

○届出先・問い合わせ先

山梨DWA T事務局（山梨県社会福祉協議会 福祉振興課）

担当：根津・和田・諏訪田

400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階

TEL:055-251-0039 FAX:055-254-8614 Mail:nezu@y-fukushi.or.jp

<< 山梨県災害福祉支援ネットワーク会議構成団体一覧 >>

福祉施設関係団体	山梨県社会福祉法人経営者協議会
	山梨県知的障害者支援協会
	山梨県身体障害者施設協議会
	山梨県精神障がい者地域生活支援ネットワーク
	山梨県老人福祉施設協議会
	山梨県老人保健施設協議会
	児童養護施設部会
	山梨県保育協議会
	日本保育園協会山梨県支部
福祉関係職能団体	一般社団法人山梨県社会福祉士会
	一般社団法人山梨県介護福祉士会
	一般社団法人山梨県介護支援専門員協会
	山梨県精神保健福祉士協会
その他団体	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
	山梨県